

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和7年7月18日

国登録有形文化財（建造物）の新規登録について

（同時発表：文部科学記者会）

国の文化審議会（会長：島谷^{しまたに} 弘幸^{ひろゆき}）は、令和7年7月18日（金曜日）開催の同審議会文化財分科会における審議・議決を経て、県内に所在する「小山家住宅主屋」^{こやま けじゅうたくおもや} 「小山家住宅蔵」^{こやま けじゅうたくくら}、「アトリエあずき倉庫（旧青木製餡工場倉庫）」^{そうこ きゅうあおきせいあんこうじょうそうこ}、「星野家住宅主屋」^{ほしの けじゅうたくおもや}（以上、さいたま市）、「繁田家住宅長屋門」^{はんた けじゅうたくながやもん}（入間市）、「富田家住宅離れ」^{とみた けじゅうたくはな}（羽生市）の6件の建造物を新たに登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

この結果、後日行われる官報告示を経て、県内の登録有形文化財（建造物）は224件になります。なお、羽生市では、初の国登録有形文化財（建造物）となります。

1 小山家住宅主屋 1棟

- （1）建設年代：明治時代中期
- （2）所在の場所(地番)：埼玉県さいたま市見沼区大字小深作字小深作前353他
- （3）登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- （4）主な特徴：〔提供用写真別紙〕

市街地北東の丘陵地に位置する農家の主屋です。敷地中央に南面する二階建寄

棟造平入棧瓦葺で、一階は東に土間、西に四室を配して北西室に床を構え、

北西に角屋^{つのや}を付しています。二階はかつて蚕室^{さんしつ}とし上部に和小屋を現しています。伝統的な間取りを残し、地域景観の核となる民家です。現在は地域の福祉交流施設として活用されています。

2 小山家住宅蔵 1棟

- (1) 建設年代：明治時代前期
- (2) 所在の場所(地番)：埼玉県さいたま市見沼区大字小深作字小深作前353他
- (3) 登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (4) 主な特徴：〔提供用写真別紙〕

主屋の西方に東面して建つ農具用の土蔵です。二階建切妻造平入棧瓦葺^{きりづまづくりひらいりさんかわらぶき}で、正面^{げや}に下屋を付し、外壁は大壁で軒まで塗り込めています。内部は各階一室の板敷で、二階上部に現す小屋組は東立の和小屋としています。窓が少なく閉鎖的な構えの土蔵で、敷地北側の歴史的な景観をつくっています。

3 アトリエあずき倉庫(旧青木製餡工場倉庫) 1棟

- (1) 建設年代：昭和26年(1951)
- (2) 所在の場所(地番)：埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目125-1他
- (3) 登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (4) 主な特徴：〔提供用写真別紙〕

JR浦和駅西方に位置する旧製餡工場^{あずき}の小豆倉庫です。敷地中央に位置する切^{きり}

つまづくりつまいりさんかわらぶき
妻造妻入棧瓦葺の東西棟で、西に戸口を開け下屋を付しています。外壁モルタル仕上で、鉢巻など伝統的な蔵造風の意匠が見られます。内部の東が旧倉庫で吹抜上部に洋小屋（トラスを組んだ小屋組み）を現しています。内部に荷物搬出入用貨車のレール敷を残しており、往時の様相を留めています。現在はシェアアトリエとして活用されています。

4 ほしのけじゅうたくおもや 星野家住宅主屋 1棟

- (1) 建設年代：昭和36年（1961）
- (2) 所在の場所(地番)：埼玉県さいたま市緑区大字三室字東宿2119
- (3) 登録基準：二 造形の規範となっているもの
- (4) 主な特徴：〔提供用写真別紙〕

みむろ
旧三室村の中心部に建つ旧家の主屋です。設計は旧浦和市出身のつちやいわお土屋巖。

ひらやだてきりつづくりひらいりさんかわらぶき
平屋建切妻造平入棧瓦葺の東西棟、東側は二階建で切妻造の妻をみせています。
ひろえん
内部は西に広縁付座敷、東に一段低くサンルームを配し、要所に赤や青を用いアクセントとしています。全体に均整が取れたモダンな意匠の主屋です。

5 はんだけじゅうたくながやもん 繁田家住宅長屋門 1棟

- (1) 建設年代：文政11年（1828）
- (2) 所在の場所(地番)：埼玉県入間市宮前町786-3他
- (3) 登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの

(4) 主な特徴：〔提供用写真別紙〕

旧日光脇往還（現国道299号）沿いに東面して建つ旧黒須村名主屋敷の長屋門です。平屋建切妻造平入棧瓦葺で、外壁は漆喰壁で腰は簾子下見板張。門口の南側に配する続き間座敷は南西に縁を廻らし庭を望み、書院や欄間の組子など繊細なつくりとなっています。

なお、慶応2年（1866）の武州世直し一揆の際に打ちこわしの被害に遭い、その時に鉋で傷つけられた痕が門柱に残されています。

6 とみた けじゅうたくはな 富田家住宅離れ 1棟

- (1) 建設年代：昭和27年（1952）
- (2) 所在の場所(地番)：埼玉県羽生市南三丁目236
- (3) 登録基準：二 造形の規範となっているもの
- (4) 主な特徴：〔提供用写真別紙〕

羽生市の中心部に位置し、そめもの富田染物店二代目(富田染工場一代目)富田辰蔵氏によって接客を行う「離れ」として昭和27年に建築された離れ座敷です。

二階建切妻造きりづまづくりさんかわらぶき棧瓦葺で、南面東寄りにいりも やづくり入母屋造玄関を突出し、西に階段室などを増築しています。南庭に面して各階三室の続き間座敷を配し、二階中の間と小脇に、したじまど つるえだ ひしぐみ下地窓を蔓枝で菱組にするなど全体に凝ったつくりの離れです。

羽生市初の登録物件となります。

7 問合せ先

(1) さいたま市内の物件について（小山家住宅主屋ほか）

さいたま市教育委員会文化財保護課 電話：048-829-1723（直通）

(2) 入間市内の物件について（繁田家住宅長屋門）

入間市博物館 電話：04-2934-7711（直通）

(3) 羽生市内の物件について（冨田家住宅離れ）

羽生市立郷土資料館 電話：048-562-4341（直通）

【参考】＜登録有形文化財（建造物）とは＞

文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（地方公共団体が指定しているものを除く）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のために措置が必要なものを登録することができます（文化財保護法第57条）。

建設後50年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象となります。

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

登録有形文化財制度は、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴です。

【提供用写真】



小山家住宅主屋
正面 外観



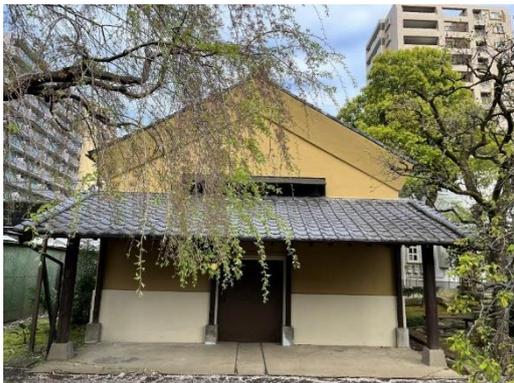
小山家住宅主屋
2階 小屋組



小山家住宅蔵
正側面 外観



小山家住宅蔵
小屋組



アトリエあずき倉庫（旧青木製餡工場倉庫）
正面 外観



アトリエあずき倉庫（旧青木製餡工場倉庫）
軌道レール及び小屋組



星野家住宅主屋
正面 外観



星野家住宅主屋
和室A・広縁



星野家住宅長屋門
正面



星野家住宅長屋門
座敷の床廻り



星野家住宅離れ
玄関



星野家住宅離れ
2階 奥座敷・中座

* 写真データを御希望の場合は、下記担当までお問合せください。

* クレジットは以下の通りお願いします。

「小山家住宅主屋」「小山家住宅蔵」、

「アトリエあずき倉庫（旧青木製餡工場倉庫）」、「星野家住宅主屋」

以上、「さいたま市教育委員会提供」

「繁田家住宅長屋門」、「冨田家住宅離れ」

以上、「埼玉県教育委員会提供」

埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課指定文化財担当

電話：048-830-6981 E-mail:a6910-04@pref.saitama.lg.jp